



(様式16)

研修等 報告書

2119 年 8 月 21 日

三田市議会議長 厚地弘行 様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	日本共産党	代表者	國永紀子 
参加者氏名	国永紀子 		
講演会等研修名	2019年度大阪府社協「全国地方議員社会保障研修会」		
研修事項	① 女性とこどもの貧困の実態と自治体での課題の具体的な政策を沖縄から学ぶ ② 変質させられる市町村機能～介護保険制度改定の動向 ③ 介護保険65歳問題と共生社会を考える ④ 人口減少時代の自治体政策を考える ⑤ 憲法・生活保護の基本～基本的人権、生存権とは何か ⑥ 国保都道府県単位化と自治体での課題		
日 時	2019年7月 24日(水曜日)～ 2019年 7月 26日(金曜日)		
場 所			
所 見	別紙参照。		

2019年度 大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」

所見

7月24日

- ① 女性とこどもの貧困～若年出産を経た女性30名へのインタビュー調査を中心～ 講師 武輪敬心 奈良女子大学大学院 人間文化研究科 社会生活環境学専攻

(講師の都合で最初のテーマと変更)

こどもの貧困は“大人の貧困”

- ・こどもの貧困は親たちが貧しいからこそ生じる経済的問題であり、労働野貧困であり、社会保障の貧困である。
- ・女性の貧困

母子世帯の年間収入は父子世帯に比べ、約2分の1にすぎない。

そもそも、最低賃金が低いため、人間らしい生活をおくることは困難な状況にある。加えて、男女の賃金格差が歴然とある。

ひとり親家庭への特に母子家庭への経済的支援が少ない。子ども3人の場合、総額支給でも59,130円(2019)年にしかない。

国等による支援の拡充が、こどもの貧困解消にとって必要。

また、就労面から、こどもを持って働く女性への不利益の解消、就労支援等に国をあげて対策とらないと、こどもの貧困野軽減につながらない。

- ② 介護保険制度改定の動向～変質させられる市町村機能～

講師 日下部雅喜 (大阪社保協介護保険対策委員長)

介護保険が導入されて、20年が経過、今の現状は、

- 介護保険導入の大きな目的は介護の社会化(だったはず)からはずれ家族に重い負担がのしかかり、介護心中、介護殺人が後をたたない。
また介護退職(毎年約10万人前後)の解消にも役にたっていない。
- 介護費用の経済的負担も大きく、介護貧乏、介護破産という社会問題にもなっている。
- 特養ホーム待機者、退院後行き場がない介護難民問題
- 介護施設は、労働条件が悪く人材不足で、確保が困難状態 正に介護が崩壊の危機にある
- 政府の言っている「危機」とは

- ・ 団塊世代が後期高齢期になる 2025 年を目途に、公的介護費用が増大する。
- ・ 少子、高齢化がすすみ、担い手不足
- ・ そこで、介護保険の縮小、再編化を進めていく。そのための手段として「地域包括ケア」と「自立支援、介護予防」に移行させ、公的介護費用の削減をしていく。
 - 介護保険縮小の二つの柱
 - イ 自助・互助 自己責任化 → 地域包括ケアシステムに移していく。
 - ロ 介護の重症化を防ぐという目的→介護予防・重度化防止の名の下に自治体の総合事業に移行促進をかけていく。
 - ハ 「自助努力」と「助け合い」の精神の涵養をはかっていく。
 - 重度化防止のとりくみの進んだ自治体へは、結果の公表と共に財政的なインセンティブが与えられる。自治体はそのために、競争が働くことに。
 - 「先進的な取り組み」を行っている和光市、大分県では、認定率の低下や保険料の上昇抑制がおき、国の意向に沿った形ですすんでいます。はたして、介護を受ける側の国民にとって必要な介護が受けられるのかという疑念が生じる。

③ 7月25日

介護保険 65歳問題と共生社会を考える

講師 雨田信幸 きょうされん大阪支部事務局長

○ 介護・65歳問題

- ・ 介護保険優先原則とは何か
 - 措置から、利用契約制度・障害者自立支援法(現総合支援法)へ。
 - 利用者応益負担制度の導入（障害者当事者からは、トイレに行くにも道を歩くのにお金がいるのか？
- ・ 報酬単価制度が導入（障害者は利用日の日割）事業者からは、日割のために収入減、職員確保が困難などの問題を抱えている。
- ・ 平成18年3月、岡山県 浅田訴訟高裁判決の結果、
 - 障害者が同様のサービスを希望する場合、心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとしなす。
 - 介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のもの認められるものは、障害福祉サービスを支給する。
- ・ 継続の可否は自治体まかせ、対応条件もまちまちになっている。

今後の課題として

- ・ 総合支援法は高齢期を迎えた障害者に充分対応できない。
- ・ 介護保険制度は高齢者の実態に充分対応できない。
 - 1 介護保険関係者と障害当事者・関係者との連携
 - 2 自治体へは、
- ・ 取扱の徹底をはかる
- ・ 上乘せ基準の撤廃 自治体よってのローカルルールの見直しも必要。
- ・ 国庫負担の基準の見直しなどを国に要望を上げていく必要を感じる。

④ 人口減少時代の自治体政策を考える。 講師 中山徹 (奈良女子大学教授)

講義の構成として、前半は、全国の現れ方、後半はどう対処していくかとなっているため分かりやすかった。

- ・ 高齢化 (率) 現在 27% がピーク時は 39%、その後も 30% 代後半で推移するとの予測。
- ・ 少子化 (年少人口比率) 現在 12% 最低時 10% 代
 - 21世紀高齢化率先進国第1位 年少人口比率先進国最下位
- ・ 国の方向は
 - 1 首都圏の国際競争力を強化し、国全体で人口が減っても、首都圏で、大型開発、投資野強化などで、大企業が繁栄すれば地方にも波及する。
 - 2 地方は
人口減少の中で首都圏の一極集中を進め、地方は崩壊に瀕する。
そこで、人口が減少しても生き残れるための再編をすすめる。(コンパクトシティ、(まちを縮小する、立地適正化)
現在全国で 250 の自治体で、立地適正化計画が立てられ、200 の自治体が計画中。
 - 3 自治体の典型例は 2 通りある
 - ア 開発型自治体・・人口減少で生じる問題を大型開発で乗り切ろうとしている自治体 アベノミクスの下で急増している。
 - イ 削減型自治体・・財政状況悪化に伴い歳出削減(アウトソーシングや職員削減をだらだらと続けている自治体は将来展望を見出しにくい、地域経済への悪影響を及ぼす。
 - 4 住民が主人公の地域社会を展望するには (市民共同自治体を出現させる)
行政にとって、必要な効率化は民営化でなく、地域に重点を置く職員配置こそ。地域が市民参加の基礎単位である。
いま、行政は、なんでも地域へと丸投げ状態になっているが地域の活

力を引き出すには行政の支援が不可欠。 (目からうろこ)

7月26日(金)

憲法・生活保護の基本～基本的人権・生存権とは何か

講師 尾藤広喜 日弁連貧困問題対策本部副本部長

生活保護法は、憲法25条を直接受けた制度であること「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(1項) 「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」(2項) ～が基本であることをまずおさえる。

旧生活保護法(1946年)と現行生活保護法[1950年]とのちがい

旧保護法では、生活の維持に努めない者、素行の不良なものについては保護を認めない欠格条項があった。

現行保護法では、権利性を明確にし、憲法25条に基づく社会保障立法であることを明確にした。さらに、欠格条項をなくし、無差別平等の原理をさだめた。

国の動向は

1956年から、国は保護法適正化(しめつけ)がはじまり、現在第3次適正化が続行している。日本はOECD諸国の中でも福祉施策が遅れている中、日本型福祉社会論で、日本独自の自助努力を強調している。

捕捉率 日本は18%～20% ドイツ60%～80% スウェーデン47.8% イギリス80%

生活保護バッシングの余波をうけ、国民のなかにも、生保への罪悪感がぬぐえていない、行政側にある水際作戦で、申請を躊躇させるうごきも顕著。各地で生保が受けられなかったことによる悲しい事故が後をたたない現状。一般的には親が子供を殺したら犯罪になる。ところが生保の申請をうけてもらえず、飢え死にしても、行政は犯罪とはならない。

今後とりくむべき課題として

- ・生活保護以外の制度の充実をさせていくことが生保の制度を支えることにつながる。(滋賀県野洲市「暮らし支えあい条例」2016年10月1日施行)
- ・生活保護制度改善運動＝「生存権」確立にむけて地域からの地道な取り組みが必要 (車の保有問題、大学進学問題、等)

7月26日(金)

国保都道府県単位化と自治体での課題

神田敏史 神奈川県国保制度改革担当職員

都道府県単位化における自治体での課題について

- ・ 決算補てん等目的の法定外繰入について、段階的解消が求められているが、被保険者の負担が急激に増大しないように、今後の医療費、納付金の動き、決算剰余金、財政調整基金の状況を踏まえ、計画を策定することが必要。
- ・ 財政調整基金の積み立てと活用について
保険料率に激変が生じないように、活用することが必要。
- ・ こどもの均等割り保険料負担の軽減について
現在 国保基盤強化協議会で議論がおこなわれているが、「軽減賦課」(法律)と「減免」(条例)の二つの方法が考えられている。財源は保険料に求めるとしているが、自治体で導入する場合は財源を慎重に議論をする必要がある
- ・ 収納率向上について
「資格証明書」「短期証」の発行基準・手続きや「その他特別な事情」の把握方法について整理し、生活保護への円滑な移行がすすめられる体制づくりがもとめられる。

2019年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」

レジュメ・資料集

【各講座日程と内容）受付開始時間は9時です】

	日 程	テーマ（仮称）	講 師
①	7月24日（水） 10時～13時	女性とこどもの貧困 ～若年出産を経た女性30名へのインタビュー調査を中心に～	武輪敬心 先生 （奈良女子大学大学院人間文化研究科・スクールソーシャルワーカー・社会福祉士）
②	7月24日（水） 14時～17時	介護保険制度改定の動向～変質させられる市町村機能	日下部雅喜 先生 （大阪社保協介護保険対策委員長）
③	7月25日（木） 10時～13時	介護保険65歳問題と共生社会を考える	雨田信幸 先生 （きょうされん大阪支部・事務局長）
④	7月25日（木） 14時～17時	人口減少時代の自治体政策を考える	中山徹 先生 （奈良女子大学教授）
⑤	7月26日（金） 10時～13時	憲法・生活保護の基本～基本的人権、生存権とはなにか	尾藤廣喜 先生 （弁護士・日弁連貧困問題対策本部副本部長）
⑥	7月26日（金） 14時～17時	国保都道府県単位化と自治体での課題	神田敏史 先生 （神奈川県前国保制度改革担当職員）

会場 大阪府保険医協会 MD ホール

主催 大阪社会保障推進協議会

TEL / 06-6354-8662 FAX / 06-6357-0846

メール / osakasha@poppy.ocn.ne.jp